

以下、令和7年度事業に関する元気づくり支援金の内容を記載しています。

元気づくり支援金は令和7年度事業から改正しており、令和7年度から令和8年度までは、従来の基準による採択も行う経過措置期間となっています。令和8年度事業は、以下の県 HP をご参照ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shinko/kensei/shichoson/shinko/shienkin/index.html>

II 地域発 元気づくり支援金

1 事業概要

1 制度の趣旨

豊かさが実感でき、活力あふれる輝く長野県づくりを進めるため、市町村や公共的団体が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に対して、支援金を交付する。

2 令和7年度予算額

6億 5,850 万円

3 交付対象者

- (1) 市町村、広域連合、一部事務組合
- (2) 公共的団体等（地域づくり団体、NPO、自治会など）

4 交付対象事業

事業区分	対象事業例
地域協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり市民フォーラムの開催
保健、医療、福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・活動量計等を活用した健康づくり促進のための環境整備 ・障がい児者、高齢者等を対象とした口腔ケア ・子育て支援を行うためのネットワークづくり
教育、文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化の保存・伝承事業 ・外国籍市民との交流事業 ・食育シンポジウムの開催 ・文化・スポーツ振興のための交流イベントの開催や環境整備
安全・安心な地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策や防災意識の向上に資する事業 ・住民支え合い災害マップの作成 ・救命救急講習会の開催 ・自主防災組織の活性化支援
環境保全、景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーの普及・拡大に資する事業 ・公園や里山の遊歩道整備・花木の植樹 ・ホタルの飛び交う自然環境の再生事業 ・地域の貴重な財産を後世に残すための景観整備 ・その他美しい景観の形成に資する事業
産業振興、雇用拡大 (観光) (農業) (林業) (商業) (その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・街歩きガイドブックの作成、観光ボランティアの育成 ・遊休荒廃農地の復元事業 ・間伐材を活用した木炭の生産支援、森林体験学習事業 ・商店街活性化イベントの開催、空店舗を活用した定期市の開催 ・工業展等の開催、特産品開発、技術者養成講座の開催 ・障がい者、女性、若者の雇用促進、就業・定住支援事業
市町村合併に伴う地域の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・合併地域における連携の推進と交流を深める事業 ・合併によるブランド統合や一体的な観光資源の開発
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・移住希望者に対する暮らしや仕事を体験する場の提供 ・結婚活動を支援するための出会いの場の創出

※上記の事業例は、令和6年度までの選定基準（従来の基準）による対象事業を示したものです。

※令和7年度から改正された新基準のうち、新基準A「広域的な連携事業」に該当する事業は引き続き上記事業例が支援対象となりえますが、新基準B「人口減少化において真に持続可能な地域づくりに資する事業」については、その要件を満たす必要があるため、上記事業例が必ずしも対象になるものではありません。

5 令和7年度 重点支援対象事業

No.	重点支援対象事業	具体的事業例	信州未来共創戦略の主な該当項目
1	地域ごとの <u>ユースセンター</u> （高校生等の居場所など）の設置や活動支援に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・設置に向けた取組（ワークショップ等） ・施設設備（既存施設の改修等） ・ユースセンターを活用した継続的な取組（高校生等と地域住民やセンター同士の交流を促進する取組等） 	1-1 若者の社会参画を促進しよう
2	政治、地域社会等における <u>女性リーダーの増加・定着のための意識改革や育成</u> に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・固定的性別役割分担意識、ジェンダーギャップ解消に向けた広報・啓発等 ・地域活動等における女性リーダーの育成に向けた講座の開催等 	1-2 性別による固定的役割や格差をなくそう
3	地域における <u>外国人県民の暮らしやすさ向上のための交流や支援</u> に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における外国人との交流や支援を目的とした多文化共生事業（日本文化の体験、各種講座（※）の開催、「やさしい日本語」の普及等） ※料理、異文化理解、防災、ゴミの出し方、多文化共生を推進するための人材養成等 	1-5 多様性を認め合い、人権を尊重しよう
4	関係人口の創出・拡大に向けた <u>地域内外の人々の交流拠点の設置・活用や地域の受入れ環境の向上</u> に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な地域内外の人々の交流を生み出すための組織・仕組みづくりにつながる事業 ・多様な人々の交流拠点となる施設設備と、継続的な利活用に向けた事業 ・地域のルールや魅力を見える化した「地域の教科書」作成等地域内外の人々の相互理解促進に資する事業 	2 信州の強みを活かした移住・関係人口の増加
5	<u>ドローンやロボット・AI 等の先端技術を活用した地域の防災力強化や持続性向上</u> に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ドローンによる物資配送ルートの構築（災害時における孤立集落への物資配送支援等） ・中山間地における AI・ロボットの医療・防災分野などへの活用 	3 安心・便利で持続可能な生活圏の整備促進
6	生活圏内や生活圏間における <u>地域公共交通の維持・確保</u> に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・通院・通学・観光に必要な移動の確保 ・路線バス待合環境整備 ・自家用車から公共交通への利用転換促進（駅や列車内での環境教育や体験学習など） 	3 安心・便利で持続可能な生活圏の整備促進
7	<u>コミュニティビジネスによる地域の課題解決</u> に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民を幅広く巻き込みながら、地域の諸課題をビジネスの手法で解決しようとする持続可能な取組 	4-3 社会課題の解決のために様々な主体で共創しよう
8	地域の担い手の確保に向けた <u>特定地域づくり事業協同組合等の設立や普及促進</u> に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特定地域づくり事業協同組合や設立・認定につながる取組（地元事業者の参画促進に向けた機運醸成・先進事例の視察等） 	4-3 社会課題の解決のために様々な主体で共創しよう
9	地域における <u>ゼロカーボンの取組</u> に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的に連携して実施する地域住民の意識啓発のためのセミナーや断熱改修ワークショップの開催 ・地域密着型交通システム(シェアサイクル)の構築支援 	—

【留意事項】

これまでの重点テーマに代えて、令和7年度以降は信州未来共創戦略に基づく、県として特に重点的に推進したい取組を「重点支援対象事業」として指定し、該当する事業の補助率をかさ上げします。

※補助率のかさ上げがされる事業は、令和7年度以降適用されている選定基準を満たし、かつ、上記のいずれかの重点支援対象事業に該当する事業。

6 補助率

事業	対象者	補助率	重点テーマに該当する場合の補助率
ソフト事業	市町村等、公共的団体等	3/4以内	4/5以内
ハード事業	市町村等（下記の市町村を除く。）	1/2以内	2/3以内
	財政力指数が県平均以下の市町村 公共的団体等	2/3以内	3/4以内

7 補助限度額

補助額の下限30万円

8 選定方法及び選定委員

- (1) 県下10地域における選定会議を設置し、地域ごとに採択事業を決定
- (2) 選定会議：各地域5名程度（地域振興局長・市町村の代表・学識経験者等で構成）

9 事業のフォローアップ

- (1) 事業主体による自己評価
- (2) 選定会議による各事業の検証
- (3) 事業の成果発表会や表彰及び事例集やホームページ等による紹介
- (4) 選定会議による評価結果の公表
- (5) 事業終了から3年経過した取組の効果検証

2 手続きの流れ

1 支援金募集等に関する説明会

○前年12月頃、県内各地で開催します。詳細は、県ホームページなどでもお知らせします。

2 事業申請から事業採択

1月～2月

事業計画書等の提出

- 「事業計画書」を活動拠点のある住所の市役所または町村役場に提出してください。提出された書類は、市役所または町村役場から地域振興局に提出されます。
- 事業の内容等についてのご相談は、お住まいの地域にある地域振興局企画振興課までお願いいたします。

2月～3月

ヒアリング

- 地域振興局の職員が、事業計画書の内容について面接等により確認します。

4月～5月

選定会議

- 民間の有識者、市町村長、地域振興局長などで構成する選定会議で採択事業を選定します。

事業の内示

- 事業の採択・不採択を決定し、地域振興局から申請者に通知します。

本申請（交付申請）

- 内示のあった事業については、「交付申請書」を地域振興局まで提出してください。

事業の採択の交付決定

- 地域振興局で内容の審査を再度実施します。
- 事業の採択（金額、留意事項等）を通知します。「交付決定」といいます。

3 事業実施から事業完了、支援金の支払い

4月～翌年3月

事業実施

交付決定後に事業内容の変更等をするときには、次の手続きが必要になります。

○変更承認申請書の提出

- ・交付対象経費が20%以上増減する場合
 - ・事業の実施箇所等事業の主要な内容の変更が生じた場合
- ※事業期間の延長、事業を中止する場合も手続きが必要です。
地域振興局までご相談ください。

○概算払請求の手続き

- ・事業完了前に支援金の交付を受けたい場合
- 出来高に対応する支援金相当額の90%までお支払いすることが出来ます。
(1事業あたり年3回を限度といたします。)

事業完了の報告

○事業が完了しましたら、「事業実績報告書」を地域振興局まで提出してください。

地域振興局職員による検査、支援金額の確定

- 地域振興局職員が提出された書類等により、事業完了の検査を行います。
- 検査合格後支援金額を確定し、通知します。

支援金の請求

○確定通知が届きましたら、「交付（概算払）請求書」を提出してください。
地域振興局から支援金を、指定口座に振り込みます。

4 事業の評価

翌年6～10月

事業の評価の公表

○実績報告時に提出していただいた「事業総括書」を県ホームページで公表します。

優良事例の表彰

○選定会議による事業の評価を実施し、魅力あふれる地域の元気づくりへの貢献が大きいと認められる事業について、表彰します。

3 よくあるご質問

支援対象者

Q 誰が支援金の対象となり、補助を受けることができるのですか。

A 地域づくりに関する事業を行う団体（地方自治体及び公共的団体）です。

「地方自治体」とは、市町村、広域連合及び一部事務組合をいいます。

「公共的団体」とは、長野県内に事務所があり、公共的な活動や地域の活性化に結びつく活動をされている団体をいいます。自治会、NPO法人や地域づくり団体などで、法人格の有無は問いません。

Q 公共的団体ならどのような団体でも対象となるのですか。

A あらゆる団体が対象となるのではなく、現に活動を行っていることが必要です。

支援対象事業

Q どのような事業が対象となるのですか。

A 地域の元気を生み出す事業について、幅広く、様々な事業を対象としています。検討している事業が対象となるかなど、不明な点はまずは最寄りの地域振興局企画振興課にご相談ください。

なお、申請にあたっては以下の事業区分に該当する区分で申請してください。

【事業区分】

- 1 地域協働の推進に関する事業
- 2 保健、医療、福祉の充実に関する事業
- 3 教育、文化の振興に関する事業
- 4 安全・安心な地域づくりに関する事業
- 5 環境保全、景観形成に関する事業
- 6 産業振興、雇用拡大に関する事業
 - ア 特色ある観光地づくり
 - イ 農業の振興と農山村づくり
 - ウ 森林づくりと林業の振興
 - エ 商業の振興
 - オ その他地域の特色、個性を活かした産業振興、雇用拡大に資する事業
- 7 市町村合併に伴う地域の連携の推進に関する事業
- 8 その他地域の元気を生み出す地域づくりに資する事業

※「1 地域協働の推進」とは？

当該事業自体には「協働性」は認められないものの、結果として地域協働を促すこととなる事業（例：広報啓発等）が対象と考えています。

【重点支援対象事業】

事業区分とは別に、従来の重点テーマに代えて県として特に重点的に推進したい取組を重点支援対象事業として指定し、該当する事業の補助率をかさ上げします。

※補助率がかさ上げされるのは、令和7年度以降適用されている選定基準を満たし、かつ重点支援対象事業に該当する事業となります。

※具体的な内容は、以下の県ホームページに掲載します。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shinko/kensei/shichoson/shinko/shienkin/index.html>

Q 幅広く対象となっていますが、どのような事業でも対象となるのですか。

A 次の事業は、対象外となります。（申請を受付できません。）

- 1 県が交付する補助金等（長野県市町村合併特例交付金及び長野県森林づくり推進支援金を除く。）の交付の対象となる事業
- 2 長野県市町村合併特例交付金及び長野県森林づくり推進支援金の交付を受けた事業
- 3 国の支出する支出金・補助金等の交付を受けた事業
- 4 国・県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業
- 5 分担金・負担金としての市町村支出事業
- 6 宗教的活動に関する事業
- 7 政治的活動に関する事業
- 8 公序良俗に反する事業
- 9 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

補 助 率 ・ 補 助 額

Q 支援金は、どのくらい交付されるのですか。

A 交付対象経費に補助率を乗じて算出します。

補助率は、事業内容や対象者により異なり、次のとおり設けています。

区分	ハード事業		ソフト事業	
		重点支援対象事業に該当する場合		重点支援対象事業に該当する場合
市町村・広域連合・一部事務組合	1/2以内	2/3以内	3/4以内	4/5以内
財政力指数が県平均以下の市町村	2/3以内	3/4以内		
公共的団体等	2/3以内	3/4以内		

● 「ハード事業」とは、

- 1 道路、水路、建物等の構造物を建設又は改修する事業及びこれらに附帯する事業
- 2 1件10万円以上の備品の購入（1件とは購入単価をいい、購入単価が10万円未満の場合はソフト事業となります。）
- 3 公共的団体等が行う上記1及び2の事業に対して、市町村が補助する事業

● 「ソフト事業」とは、ハード事業以外の事業です。

Q 交付対象経費とはどういうことですか。

A 事業実施に係る経費のうち、一部の経費は支援金額を算出する上で対象となりません。なお、市町村の事業は、事業実施に伴って収入がある場合は経費からその収入を控除して支援金額を算出します。

※支援金額の算出にあたって対象外とする経費

- 1 団体の運営費、人件費、施設の維持管理経費
- 2 用地の取得・賃借に要する費用、補償に係る費用
- 3 地方債の償還に充当する費用
- 4 調査研究、計画作成に係る費用
- 5 食糧費（ただし、一部事業に不可欠な場合を除く）
- 6 その他地域振興局長が不相当と認める経費

○ 食糧費とは？

県では「茶菓・酒・料理・弁当等食料品の購入費、接待のための宴席料・サービス料」と定めています。これらの他に、飲食に供する食材費、また、最終の用途が明らかに食料品となるもの（例 食事券・ビール券など）に係る経費についても含みます。

○ 平成 22 年度からの一部改正

飲食に供する食材費のうち、食育事業や料理教室等、事業目的に照らして事業実施に不可欠で、かつ必要最小限の食材費について認めることといたします。

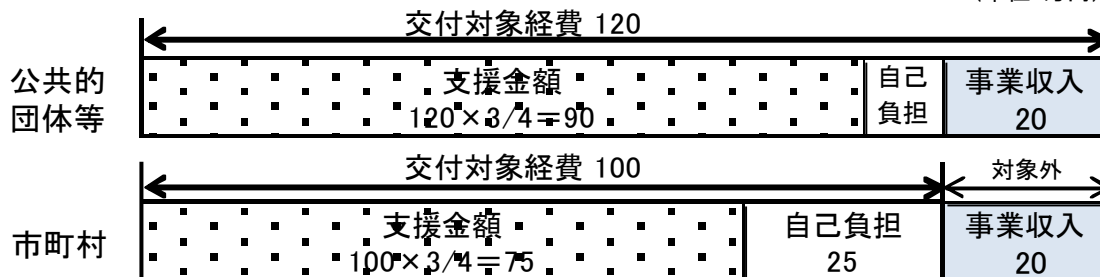
ただし、単純な無料配布や試食等は対象外となりますので、ご注意ください。

※事業実施に伴う収入

- 1 地方債（市町村の借入金）
- 2 分担金、負担金、寄付金（参加料、受講料、市町村の負担金など）
- 3 事業収入（物品販売等による収入など）
- 4 助成金（国や県、国・県が出資している財団法人など対象外となる条件以外の、民間の財団法人等から助成を受けている場合など）

例：事業実施に係る経費 120 万円、補助率 3 / 4 のソフト事業で、20 万円の事業収入がある場合の支援金額の算出

(単位: 万円)

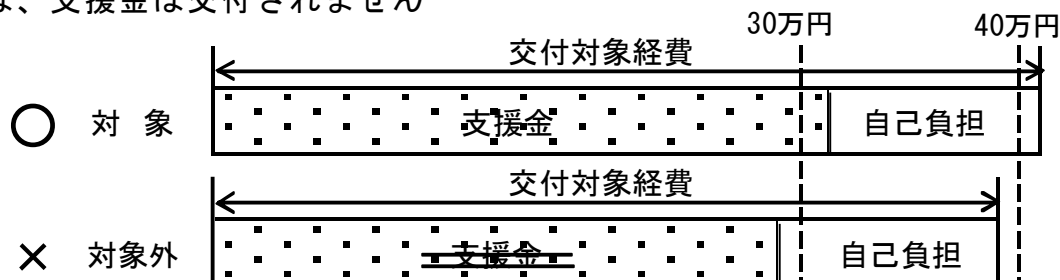


※ 支援金額 = 交付対象経費 × 補助率

Q 支援金額が30万円以上の事業が対象となるのですか。

A 補助額の下限を設けたため、補助額が30万円未満となる事業は、支援金の対象になりません。

例：補助率3／4のソフト事業の場合、事業費（交付対象経費）が40万円未満の事業は、支援金は交付されません



支援金の申請

Q どのように申請するのですか。

A 募集に先立ち「地域発 元気づくり支援金」に関する説明会の開催を予定しています。事業の応募は、活動拠点のある市町村に申請書類等を提出してください。（市町村から地域振興局に提出されます。）

ただし、事業の計画や申請のご相談などは、地域振興局企画振興課までお願いします。説明会の開催期日や募集期間などは、その都度県ホームページにてお知らせします。

事業の選定

Q 支援金の採否は、どのようにして決められるのですか。

A 県内10地域の選定会議の意見を聴き採択事業を選定します。

Q どのような基準で選定するのですか。

A 次の基準により選定します。

広域的に連携した事業又は人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業であり、以下を満たすこと。

- 1 地域の実情や住民ニーズに対応した事業計画であること
また、公益性の高い事業であること
- 2 事業実施に向けて関係者の合意形成が図られていること
また、関係法令等に係る諸手続きがなされていること
- 3 事業の有効性が認められること
（費用対効果、実施時期、計画の熟度、事業効果等）

4 <市町村の場合>

地域住民の参画を得て実施する事業、または地域住民の自主的、主体的な活動を促す事業であること

<公共的団体の場合>

事業の効果が組織内に留まることなく、広く地域住民を巻き込む事業であること。

5 事業の継続性、発展性が認められること

(将来計画、自立的な組織体制及び資金計画)

※なお、同一団体が、工夫や発展性を伴う同一内容の事業を複数年度にわたり実施する場合は、原則3年を限度として、補助対象とすることができます。

6 その他、地域振興局長が必要と認める基準を満たしていること

※各地域振興局では、独自の選定方針を定めています。

Q 広域的に連携した事業又は人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業とはどのような事業ですか？

A こちらは令和7年度から新たに追加された選定基準になります。

令和7年度実施事業から選定基準が改正され、従来の基準に加え、新基準 A「広域的に連携した事業」又は新基準 B「人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業」のいずれかに該当する必要があります。

「新基準A：広域的に連携した事業」は、事業の実施主体として、単一の市町村域を越えて連携している事業になります。

例) A市の団体とB町の団体が連携して事業を実施する場合

対象外) A市の団体が、A市以外からも参加者を募集して実施

A市の団体が、開催地域をA市・B町として実施

→事業の実施主体として、事業目的を共有し、企画段階から連携する必要があります。

「新基準B：人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業」は、地域の住民生活に目に見える変化をもたらすことを成果目標(〇〇を行う拠点の整備、仕組みづくり、組織の立ち上げ、人材育成等)として明確に設定し、かつ補助金活用後の自走のビジョン(事業計画に資金計画を記載)が明確な事業になります。

成果目標 例) 〇〇を行う拠点の整備、仕組みづくり、〇〇のため育成した人材の活動件数 等

対象外) 事業の参加者数

→参加したことで地域にどのような効果があったのかが重要

自走のビジョン 例) 元気づくり支援金活用終了後の事業収入の見込み 等

Q 令和7年度から選定基準が追加されましたが、新基準に対応した事業を構築することが困難な場合はどうしたらよいでしょうか。

A 令和7年度の制度改正の経過措置として、令和7年度から令和8年度までの2年間は従前の基準を満たす事業も予算の範囲内で支援対象とします。(ただし、新基準に該当する事業を優先して採択します。)

また、地域振興局に総合支援窓口を設置して事業のブラッシュアップに関する相談や地域

づくり活動に関する各種相談に対応しますので、お気軽にご相談ください。

Q 誰が選定するのですか。

A 民間の有識者、市町村の代表（市町村長）、地域振興局長などで構成する選定会議の意見を聴き、地域振興局長が選定します。

Q 採否結果は、いつ頃分かるのですか。

A 4月から5月の間に支援金を交付する事業を選定し、採否結果を申請者に通知します。

事業の実施

Q 選定から事業を始めるまでの流れはどのようなものですか。

A 内示 → 交付申請 → 交付決定 → 事業実施、となります。詳しくは下記のとおりです。

1 「内示」（地域振興局 → 申請者）

事業の採択を地域振興局から通知します。

不採択の事業についても、理由をつけて通知します。

2 「交付申請」（申請者 → 地域振興局）

内示のあった採択事業について、交付申請をしていただきます。

内示はあくまで「仮決定」ですので、別途交付申請をお願いいたします。提出いただいた事業計画書から変更がなければ、添付書類は省略することができます。

3 「交付決定」（地域振興局 → 申請者）

提出いただいた交付申請に基づき、地域振興局から通知します。

この交付決定がいわゆる「正式決定」となります。

4 事業の実施

原則としてこの交付決定以後に事業を実施してください。

ただし、やむを得ず交付決定の前に事業を開始する場合には、「事前着手」と言われる手続きをしていただきますので、地域振興局までご相談ください。

Q 契約関係手続きについて教えてください。

A 契約相手先の選定は、入札方式が基本となります。契約や見積もりについては、下記の点にご留意ください。

- ・ 会計処理の規定がある事業者にあっては、それに従ってください。
規定のない事業者にあっては、県の基準に従って2万円以上10万円未満は1者見積、10万円以上は複数見積としてください。
- ・ 見積書は、申請書に添付したものを使い回すのではなく、事業を行う際に取り直してください。
- ・ 複数見積の場合は、同一条件で徴してください。
- ・ 随意契約とする場合は、その理由を明確にしてください。

Q 事業の実施に当たって注意すべき事は？

A 次の点に注意してください。

(1) 支援金事業により購入した備品等への表示について

支援金によって購入、製作した大型の物品（備品）には、何らかの形で支援金によって購入・製作したことを表示いただくようお願いいたします。「地域発 元気づくり支援金」事業を多くの皆様にご覧いただけるよう、ご協力をお願いいたします。【詳しくは、下記「広報表示」をご覧ください。】

(2) パンフレット等の印刷物の作成について

校正に十分注意を払い、内容の誤りや誤字脱字のないようにしてください。

(3) 謝礼や配布物等について

講演会の講師に対して謝金を支払った上に土産物を渡している場合や、一般参加者等への配布物が著しく高額な場合などは、元気づくり支援金の対象外と判断される場合がありますので、ご注意ください。

Q 申請の際に提出した書類の内容や、採択となった事業計画に変更が生じる場合の手続きは、どのように行うのですか。

A 次の2点の場合に、地域振興局に変更承認申請書の提出が必要です。

- 1 事業の実施箇所、施設の設置場所、構造及び機能その他事業の主要な内容の変更が生じた場合
 - 2 交付対象経費（総額）が20%以上増減する場合
- また、事業期間の延長（※延長しても年度内の事業完了が必要です）や事業の中止をする場合にも、地域振興局長に申請が必要です。地域振興局までご相談ください。

Q 事業の実施途中に支援金の交付を受けたい場合は、どのような手続きが必要ですか。

A 地域振興局に交付（概算払）請求書を提出することで1事業あたり年3回を限度として「概算払い」を受けることができます。ただし、請求する段階での出来高（支出分）の90%が上限となります。

出来高を確認できる書類や領収書・請求書などの支出関係書類を添付してください。

Q 自然災害によりイベントを中止する場合、手続きはどうすればよいですか。

A 台風など天災地変などにより、目的とするイベントを中止する場合、イベントによっては、開催時期を変更したり、内容を一部変更したりするなどの工夫により、当初目的に沿った実施が可能なケースもあることから、「事業内容変更承認申請書」（様式4号）による変更手続きを行ってください。

なお、例えば、地震などにより甚大な被害を受け、年度内中の復興が見込めず、事業内容を変更しても事業を実施することができない、やむを得ないような場合に限り、「事業廃止承認申請書」（様式5号）による廃止手続きを行い、承認されれば補助金を精算することができます。

いずれにしましても、事案が発生した場合は、安易に判断せず地域振興局にご相談願います。

広 報 表 示

Q どんな内容をどこに表示するのですか。

A 支援金により取得した施設・設備、機材・物品及び印刷物等へ支援金を活用した事業である旨（「長野県 地域発 元気づくり支援金」）を必ず表示してください。

事業例	表示方法等
公園、花壇、遊歩道等	立て看板等に表示
草刈り機、薪割り機、工具等の機材等	見える場所に表示（工具箱等でも可）
パンフレット、冊子等の印刷物	表紙や裏表紙等の余白に表示
シンポジウム、講習会等の催事	プログラムやタイトル看板等に表示

支援金の受領

Q 事業が終わった後、支援金をもらうまでの手続きはどのようなものですか。

A 事業が終わりましたら 30 日以内又は 3 月 31 日までに「事業実績報告書」（様式 9 号）を提出してください。

実績報告には事業を実施した場所の分かる位置図、支出証拠書類（領収書など）や事業実施中の写真などを添付していただき、実際にどのように事業が行われ、どのような支出が行われたかを確認させていただきます。事業の内容によっては実際に現地を確認する場合もございます。

実績報告をもとに地域振興局が適正な事業執行と認め、完了検査に合格した後、支援金額の確定を行い、「額の確定」という通知をお送りいたします。その後「交付（概算払）請求書」（様式 10 号）を提出していただき、指定いただいた口座に支援金をお振り込みいたします。

元気づくり支援金は皆様の税金をもとに実施している補助金であり、事業の実施には適正な執行が求められており、かつ、そのチェックが必要不可欠です。

適正な支出であることが、証拠書類から確認できない場合や不備がある場合には、補助を受けられない（返還を含む）場合がありますので証拠書類等の管理には十分ご注意ください。

特に、団体の通常の活動経費と支援金活用事業の経費つきまちは、明確に分けて管理をしていただく必要があります。

支援金により購入した消耗品についても、通常の活動において使用が可能な物等については明確に分けて管理をしていただく必要があります。事業終了後の残分につきましては、事業と同じ趣旨の別の用途として適宜使用することも可能ですが、計画的に購入をするなど、大量に余ることのないようご注意ください。

また、備品については、事業実施年度以降についても、事業の趣旨に沿って適正に管理し、使用していただく必要があります。

なお、支援金支払い後においても、必要に応じて帳簿等の証拠書類や備品の管理等について確認をさせていただきます。証拠書類については、事業実施年度の翌年度から 5 年間整理保存してください。

事業の目的に反して使用された経費等が確認された場合、支援金を返還していただくことがありますのでご留意願います。

Q 「事業総括書」は事業実績報告とは違うのですか？

- A 実績報告と同時に「事業総括書」（様式第12号）の提出をお願いしています。
この事業総括書は、事業実績報告書と記載内容が類似している部分もありますが、後日ホームページ等で公表させていただくことを想定しています。
元気づくり支援金を活用した事業の成果を広く県民の皆さんに周知し、地域づくりの気運を高めることもこの事業の重要な目的としています。また地域の取り組み事例の紹介をすることで、新たな地域づくりの参考になり、また事業を実施された皆様にとっても、自分達の活動を知ってもらおうきっかけとなると考えています。

事業の評価

Q 事業の評価はどのように行うのですか？

- A 大きく分けて、事業を実施した団体自身による自己評価、選定会議の意見を聞いた第三者評価の2つあります。
事業を実施した団体による自己評価は、「事業総括書」に自己評価を記載していただくことで行われます。

選定会議による評価については、事業実施翌年に選定会議を開催し、評価を行います。その中で特に優良と認められた事業については、その取り組みの幅広い周知と功績を讃えるため、知事表彰・地域振興局長表彰を行います。

また、事業実施から一定期間経過後に、地域に及ぼしている効果について、事例を抽出してフォローアップ調査を行い、その中で優良な事例を紹介します。

4 優良事例の選定について

令和6年度に「地域発 元気づくり支援金」の交付を受けて実施された事業のうち、着眼点や他地域への波及効果などが特に優れ、多くの皆様に御紹介したい事業を優良事例として選定しました。

事例の選定にあたっては、県内10地域に設置されている「地域発 元気づくり支援金 地域選定会議」から御意見をいただいています。

○選定事業数 29事業

○優良事例選定の主なポイント

- ・地域のニーズを的確に捉え、地域の元気を創り出す効果が大きいこと
- ・実施方法などに、創意工夫があり、モデル性が高いこと
- ・他の地域で実施した際も同様の効果が期待できるなど、高い波及効果があること

【知事表彰について】

優良事業に選定された事業のうち、魅力あふれる地域の元気づくりに特に貢献した事業を、知事表彰事業として選定し、表彰しました。

○選定事業数

10事業〈県内10地域ごとに1事業ずつ選定〉

【地域発 元気づくり大賞の表彰について】

各地域振興局で知事表彰を受けた10事業の中から、特に優れた事業を、「地域発 元気づくり大賞」として選定し、表彰しました。

○選定事業数

2事業〈知事表彰を受けた10事業のうち2事業を選定〉

5 優良事例の紹介【29事業】

※緑色は「知事表彰」受賞事業です。

★は「地域発 元気づくり大賞」受賞事業です。

(1) 地域協働の推進に関する事業 【4事業】

地域 振興局	事業 タイプ	事業 名	事業実施団体	掲載 ページ
諏訪	ソフト ハード	10代の若者の秘密基地富士見の“マルチ ユースセンター”プロジェクト	NPO 法人こどもの未来を考える会 (富士見町)	72
南信州	ソフト ハード	ホテルの里の環境保全とホテル祭りの開 催で中山間地の活性化事業	龍江4区地域づくり委員会 (飯田市)	73
木曾	ソフト	王滝村・長野県立大学包括連携事業 「ひろがれ！推し村プロジェクト」	王滝村	75
★ 松本	ソフト	ナナイロアートプロジェクト事業	ナナイロ会議実行委員会(松本市)	76

(2) 保健、医療、福祉の充実にに関する事業 【2事業】

地域 振興局	事業 タイプ	事業 名	事業実施団体	掲載 ページ
上伊那	ソフト	自然の中で五感と生きる力を育もう	野外保育もりっこ(中川村)	77
長野	ソフト ハード	「みんなの冷蔵庫ちくま」創設事業	更埴ライオンズクラブ(千曲市)	78

(3) 教育、文化の振興に関する事業 【5事業】

地域 振興局	事業 タイプ	事業 名	事業実施団体	掲載 ページ
佐久	ソフト	「つくろう！“舞台芸術の日”」 こども実行委員会事業	佐久地域“舞台芸術の日”運営委 員会(佐久市)	79
上田	ソフト ハード	ふくろうの里「共に創る学びの場」創造事 業	地球クラブ(青木村)	80
諏訪	ソフト	木遣り唄の継承と普及に関する事業	諏訪市木遣保存会(諏訪市)	81
上伊那	ソフト	地域の音楽芸術文化「いのちのWa！」高揚 事業	いのちのWa！実行委員会 (駒ヶ根市)	82
南信州	ソフト	教育版マインクラフトを活用した公園遊 具アイデア構築事業	松川町	83

(4) 安全・安心な地域づくりに関する事業 【2事業】

地域 振興局	事業 タイプ	事業 名	事業実施団体	掲載 ページ
諏訪	ソフト	防災・災害ボランティア育成事業	特定非営利活動法人絆 JAPAN (原村)	85
北アル プス	ソフト	北アルプス・思いやり防災キャラバン	日本防災士会長野県支部(大町市)	86

(5) 環境保全、景観形成に関する事業 【2事業】

地域 振興局	事業 タイプ	事業 名	事業実施団体	掲載 ページ
諏訪	ソフト ハード	幕岩地域景観改善事業	東山地域里山活性化プロジェクト (諏訪市)	87
北アル プス	ハード	鹿島川左岸堤防遊歩道整備事業	はなみフラワーズ(大町市)	88

(6) 産業振興、雇用拡大に関する事業 【11事業】

ア 特色ある観光地づくり 【4事業】

地域 振興局	事業 タイプ	事業 名	事業実施団体	掲載 ページ
佐久	ソフト	小諸マチナカ回遊プロジェクト「こもろ浪漫」事業	小諸マチナカ回遊プロジェクト実行委員会事務局 企画屋かざあな (小諸市)	89
諏訪	ソフト ハード	官民が協働したブランド発信基盤形成事業	(一社)ちの観光まちづくり推進機構(茅野市)	90
上伊那	ソフト ハード	RIDE ON TIME in 大芝高原	南箕輪村観光協会(南箕輪村)	91
北アル プス	ソフト	安曇野アートラインを巡り、AR(拡張現実)を体験しよう	安曇野アートライン推進協議会 (大町市)	92

イ 農業の振興と農山村づくり 【2事業】

地域 振興局	事業 タイプ	事業 名	事業実施団体	掲載 ページ
南信州	ソフト	南信州フォレストパーク構想事業(地域特産品販売促進事業)	下伊那西部3か村地域振興協議会 (阿智村)	93
北信	ソフト	安心して暮らせる地域づくりを持続させるための地域商社推進事業	一般社団法人未来社会推進機構 (飯山市)	94

ウ 森林づくりと林業の振興 【なし】

エ 商業の振興 【1事業】

地域 振興局	事業 タイプ	事業 名	事業実施団体	掲載 ページ
上田	ソフト	商店街こそが観光資源 まち学校原町一番街本校開校 先人を生かした中心商店街の全国発信から観光客誘致に向けて	商店街振興組合 うえだ原町一番街商店会（上田市）	95

オ その他（産業振興、雇用拡大） 【4事業】

地域 振興局	事業 タイプ	事業 名	事業実施団体	掲載 ページ
諏訪	ソフト	魅せる工場見学プロジェクト	諏訪市経済部商工課	96
松本	ソフト ハード	育てる漆器プロジェクト	木曾漆器青年部（塩尻市）	97
北アル プス	ソフト ハード	北アルプス地域材活用発信拠点推進事業	北アルプス森とつながる暮らし案内所（松川村）	98
長野	ソフト	信州新町地区新たな魅力創出事業	パワーアップ信州新町実行委員会（長野市）	99

（8）その他地域の元気を生み出す地域づくり 【3事業】

地域 振興局	事業 タイプ	事業 名	事業実施団体	掲載 ページ
★ 佐久	ソフト	JR小海線で行く車いすの旅事業	小海線とふるさとを愛する会（小海町）	100
木曾	ソフト ハード	いつまでも住み続けられる魅力ある故郷づくりプロジェクト第1弾	与川地域づくり協議会（南木曾町）	101
松本	ソフト	まつもと未来マルシェ	一般社団法人ONE-PARK（松本市）	102